

奈良県告示第十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第一項の規定により、平成二十六年四月三日次のとおり遊漁規則を認可した。

なお、当該認可に係る内容は、これを省略し、奈良県農林部農業水産振興課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十一日

奈良県知事 荒井正吾

漁業権者	名称	上北山村漁業協同組合
	住所	吉野郡上北山村河合
漁業権の免許番号		奈内共第十二号 奈内共第十三号
遊漁規則の施行の日		平成二十六年四月三日